

答申第 817 号

諮問第 1400 号

件名：退職者関係事務及び派遣関係事務の検討・相談資料の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、退職者関係事務及び派遣関係事務の検討・相談資料（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 7 月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 「愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当」が不開示理由として失当であること

本件文書は、いわゆる公務員の天下りに係る状況、経緯を示すものである。すなわち、本件文書に係る「個人」は、愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号のただし書き「ハ」でいうところの「公務員等」に該当するのは明らかであり、法人によっては「ニ」にも該当すると考えられる。

イ 「愛知県情報公開条例第 7 条第 6 号に該当」が不開示理由として失当であること

本件文書は、人事管理に係る内容ではあるものの、その主体は同号が示す「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」のいずれでもない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

異議申立人は、本件開示請求において、「愛知環状鉄道、愛知県健康づく

り振興事業団を含む愛知県出資法人の 2010 年 4 月以降の役員人事に関し、各法人から愛知県に寄せられた要望等に関し、愛知県庁内での調整、意思決定等に係る一切の文書」の開示を求めている。当該請求に係る事務として、愛知県総務部人事局人事課（以下「人事課」という。）においては、企業・団体等（以下「団体」という。）から、県を退職する職員（退職した者を含む。以下「県退職者」という。）に係る人材要請調書の提出を受けて、県退職者の中から当該団体へ適任者を推薦する事務（以下「退職者関係事務」という。）や、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年愛知県条例第 64 号）の規定に基づき、団体から依頼を受けて、派遣者を回答する事務（以下「派遣関係事務」という。）を行っており、推薦する適任者を決定又は派遣する者を決定するために作成する検討・相談資料を保有しているため、これを本件行政文書として特定した。

なお、本件行政文書は、退職者関係事務の検討・相談資料は、職員の職名、氏名、職種、職級及び住所、適任者として推薦する団体名及び職名等で、派遣関係事務の検討・相談資料は、依頼のあった団体名及び職名、現任者及び後任者の氏名、職種、年齢、職級、住所等で構成されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書のうち、退職者関係事務の検討・相談資料には、職員の職種、職級、住所等が、派遣関係事務の検討・相談資料には、現任者及び後任者の職種、年齢、職級、住所等が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、これらの情報は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当せず、職員の私的な情報であり、当該職員の職務遂行に係る情報には該当しないため、同号ただし書ハに該当せず、交際費及び需用費の執行に伴うものではないため、同号ただし書ニに該当せず、さらに同号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

よって、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

本件行政文書は、推薦する適任者及び派遣する者を決定するための検討・相談資料であり、その候補者は検討の過程で変更となり得るものである。こうした検討過程の情報を公にすることになると、県の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、団体からの要請を受けて県退職者の中から当該団体に推薦する適任者を決定するため、及び団体からの依頼を受けて当該団体へ派遣する職員を決定するために人事課が作成した検討・相談資料であり、その内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第7条第2号及び第6号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、再就職を予定している県退職者及び人事異動の対象職員の氏名、年齢、住所等が記載されたものであり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 本件行政文書は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行と

して公にされ、又は公にすることが予定されたものではないと認められることから、同号ただし書イには該当しない。

また、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうとされているところ、本件行政文書に記載された情報は、記載された職員の職務遂行に係る情報であるとは認められないため、本件行政文書は、同号ただし書ハに該当しない。

そして、本件行政文書に記載された情報は、同号ただし書ニに規定する公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 12 年愛知県規則第 29 号）第 4 条）で定める交際費の支出又は需用費のうち飲食に係る経費の支出に関する情報ではないことから、本件行政文書は、同号ただし書ニに該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において実施機関に確認したところ、本件行政文書には、複数の案が記載されているものもあり、複数回の検討・相談を経て決定しているとのことである。また、団体への派遣については、本人の了解を得る必要があり、派遣する職員を一旦決定した後で、本人が断れば、再度人選を行う必要があるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、県退職者で再就職を予定しているものの就任予定団体や団体への派遣候補者として、複数の案が記載されているものがあるなど、県内部における検討・相談のための資料であると認められた。

したがって、こうした検討過程の情報を公にすることになれば、無用の誤解や憶測を招き、また、不当な働き掛けがなされるなど、県の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ

れがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 8. 28	諮問
27. 10. 5	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 10. 14	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 5. 10 (第 487 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 8 (第 496 回審査会)	審議
28. 10. 21 (第 502 回審査会)	審議
28. 11. 24	答申